

質問の回答について

No	質問箇所	質問内容	回答
1	P5 防災拠点としての整備	周辺地域の防災拠点を想定しているのか。 より“広域”的防災拠点としての整備イメージをしているのか。	現時点では市の地域防災拠点として応災時の受援拠点となることを想定しています。
2	P5 目的	真夏真冬対策についてまた防災拠点の観点について、設計に反映させたいのですが、事業収支との兼合いになるので必須条件は決めるのか。	どこまでを必須条件とするかは今回の個別対話の結果も踏まえ、来年度以降の公募等指針整理の際に検討しますので現時点で確定事項はございません。
3	P7 公園計画の概要 関係法令の位置付け	用途地域はどうなるのでしょうか。	当該地は市街化調整区域になります。 なお、今回にぎわい施設については都市公園における公園施設として設置可能な施設を想定しています。【参考一4】都市公園制度の概要 参照)
4	P7 公園計画の概要 配置方針	ゾーニングを提案によって変更することは可能か。 既に決定しているということで提案するのでしょうか。	3種のゾーニングの要素は、一定固定のものとしてください。 ただし、配置の変更やゾーニングを複合させる等の提案は可能です。
5	P8 にぎわい施設	にぎわい施設の、規模を拡大することは可能か。 市外の顧客をターゲットと考える場合には、規模が小さいのでは。	Park-PFIにおける公募対象公園施設及び馬施設等をあわせて建蔽率は最大12%で、その範囲の中で提案いただけます。 また、市の整備施設詳細(案)は事業費算出における想定の内訳であり、決定したものではありません。
6	P7 来場者	年間41万人の根拠が知りたい。馬事業への来訪は読みにくい。 参考として京都競馬場の公園へ来る人口などの資料はないか。	公園利用者見込数はコロナ禍以前の平成26年都市公園利用実態調査における総合公園の平均利用者数と近隣の馬施設の実績から算定しています。 また、京都競馬場の公園利用者数についてはJRAにも確認しましたが、そうした資料はないとのことでした。
7	P8 維持管理	芝生公園、駐車場の維持管理は指定管理者制度での運用とあるがランニングコストとして公費は算出されるのか？	中央芝生公園全域、駐車場(西側)については、特定公園施設として、Park-PFI事業者がにぎわい施設の収益を充当して管理いただくことを想定しています。 市の希望としては特定公園施設全域を想定していますが、にぎわい施設の収益の見込みにより、範囲の縮小を希望される場合は、その内容を提案してください。
8	P8 汚水	馬の糞尿は計画で利用してよいか。	ボロの処分については基本的には事業者にお願いしたいと考えておりますので積極的な活用をお願いします。

9	P8 環境	経堂池の埋め立て費用は公金かどうか。	経堂池の埋め立ては造成工事の中で行いますので、市の事業として整備します。
10	P8 芝生公園	芝生公園に遊具施設(京都競馬場相当)の設置は可能か。また利用料は徴収可能か。	遊具の設置、利用料の徴収についても積極的な提案をお願いします。 現時点においては最終的には事業者決定後、事業者の提案をもとに市民意見もふまえて決定したいと考えていますが、今回の提案の中でご意見をいただければ検討してまいります。
11	P14 ① 2項目	【参考一6】残置森林の配置イメージとありますか、該当資料はどの資料になりますでしょうか。 貴市HPの【参考一6】は健康運動公園整備懇談会における市民意見の概要(PDFファイル)となっております。	実施要領の記載が誤っており、「【参考一3】栗東健康運動公園関係図面」の「施設規模平面図」の「現況保全緑地」が残地森林の想定箇所になります。 現況の森林指定区域については、【参考一3-3】森林図として資料を追加しておりますので、ご確認ください。
12	P14 〈想定する役割分担・費用負担〉5項目	「公園全体の管理運営は、本市が指定する指定管理者が実施することを想定」とありますか 本公司時に馬とのふれあいゾーン(管理許可施設)の運営を希望する場合、単独公募では無く同指定管理者(又はPark-PFI事業者)と共同事業体を事前に組成し、申請することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	開園後の公園の運営について、にぎわいの創出に向けた取り組みや各種イベント開催等を考えますと、出来る限り公園全体でスムーズに意思決定が出来る運営が好ましいと考えています。 現時点においては、共同事業体での公募を想定しています。
13	P14 事業期間	「施設管理開始から10年以内とし、事業終了前に期間更新の協議を想定」とありますが、同一事業者による更新を前提とした期間更新の協議との理解でよろしいでしょうか。	設置管理許可制度の更新については、最大10年であり、期間到来時の継続を保証するものではありませんのでご了承ください。
14	P14 事業期間	事業期間について、馬事業は10年間、PFI事業は20年間と設定させていますが、それぞれの期間設定の考え方を教えてください。	都市公園法における設置管理許可の期間は最大10年ですが、公募設置管理制度(Park-PFI)による設置施設については、最大20年まで更新が保証される特例があるため、20年としています。
15	P14 起伏(アンジュレーション)を活かした整備	賑わい施設においては、起伏があると顧客への満足度が下がると考えます。 アンジュレーションを活かすのは公園全体のイメージでしょうか。	公園全体に対するご意見でも、にぎわい施設、馬施設、芝生広場等、場所を限定したご意見でも結構です。 現時点ではバースのような平坦なにぎわい施設、馬施設、芝生広場をイメージしていますが、修正すべき点等を助言いただくような形でも結構です。
16	P14 馬関連施設の管理運営	馬関連施設は独立採算により実施と記載ありますが、実際には、民間資金のみでの運営を考えているのでしょうか。 指定管理費は、公園全体の管理のみの委託とするのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	P15 馬関連施設の事業内容	馬関連施設の“公益的事業”も、民間側が独立採算で行うことで考えているのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、リトレーニング費用についてのクラウドファンディングや有名引退競走馬の誘致等については、馬事業者の意向と調整しながら進めていくことを検討しています。

18	P16 栗東マーケットゾーンの事業内容	公園の開園時間と、賑わい施設(商業店舗など)の営業時間が、必ずしも一致しない場合、提案次第で変更は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領4項調査フロー及び合同事前	合同事前説明会においては、説明会および現地見学会の参加者について公表しないとのご方針とお聞きしておりますが、参加者に限定して企業リスト(企業名、担当者名、連絡先等)をご共有いただくことはご検討いただけないでしょうか。参加企業間の連携やグループ組成の促進につながる可能性があり、結果として本事業への参画意欲の向上にも寄与するものと考えております。	複数の事業者から同様の意見をいただいているので、説明会参加事業者には情報共有の可否を確認し、可とされた事業者については参加事業者に共有させてもらいます。 近日中に説明会参加時の担当者様に個別に連絡させていただきます。
20	実施要領5項事業提案に関する事項	Park-PFI事業のうち、特定公園施設の整備に関しましては、構成企業に対して「土木一式工事業」又は「造園工事業」の特定許可を有することを参加要件として付していただくことは可能でしょうか。	Park-PFIの構成企業に対して、「土木一式工事業」又は「造園工事業」等の特定許可を有することを参加要件とすることは想定していません。
21	その他	PFI事業者の収支計算はすべての計画において収入は見込んでよいか。	今回の提案においては、特段条件を設けておりませんので、全て有償での事業で提案いただくことは可能です。
22	その他	PFI事業者のイニシャル負担として賑わい施設の設置費用及び整備費の10%以外に負担はあるか。	他に都市公園法第5条の2第2項第6号の利便増進施設を設置を希望される場合は、事業者負担での設置になります。
23	その他	広場、園路等の公共部分の整備に関しては、特定公園施設と記載されています。これらの施設はすべてPark-PFI事業者が整備する予定ですが、整備費用の負担割合をご教示いただけないでしょうか。	Park-PFI事業者は、公募対象公園施設から得る収益等(一部)を、市が負担する特定公園施設の整備費に対して10%以上還元することとし、残る整備費を市が負担することになります。
24	その他	PFI事業者のランニングコストとして公園管理費、馬施設管理費、賑わい施設管理費以外の負担はあるか。	大枠ではお見込みのとおりですが、公園での事業展開などにより諸費としてその他の費用が発生することあります。
25	その他	賑わい施設等PFI事業者にて建設する公租公課は栗東市負担でよいか。	公募対象公園施設・利便増進施設工事(事業者発注工事)の消費税、特定公園施設の事業者負担分に要する消費税については、事業者で負担いただくことになります。
26	その他	近隣私有地の考え方方が聞きたい。	今回の事業区に隣接する民有地がありますが、こちらの土地については健康運動公園(栗東ホースパーク)の計画区域外になりますので、今回の提案の対象ではありません。